

# 安全設備規則

## 安全設備規則検査要領

安全設備規則  
安全設備規則検査要領

2013年 第1回 一部改正  
2013年 第1回 一部改正

2013年 5月30日 規則 第36号/達 第24号  
2013年 2月 4日 技術委員会 審議  
2013年 3月 4日 理事会 承認  
2013年 5月30日 国土交通大臣 認可

**ClassNK**  
一般財団法人 日本海事協会

# 安全設備規則

規則

## 2013年 第1回 一部改正

2013年 5月30日 規則 第36号

2013年 2月 4日 技術委員会 審議

2013年 3月 4日 理事会 承認

2013年 5月30日 国土交通大臣 認可

2013年5月30日 規則 第36号  
安全設備規則の一部を改正する規則

「安全設備規則」の一部を次のように改正する。

## 2編 検査

### 5章 定期検査

#### 5.1 安全設備の定期検査

##### 5.1.3 効力試験

-4.として次の1項を加える。

-4. 前-3.にかかわらず、自由降下進水式救命艇の離脱装置の作動試験にあつては、本会の検査員立会いのもとで、5.1.4-2.に掲げる開放点検後に、操作乗組員のみが乗り込んだ自由降下進水又は模擬進水とすること。

#### 附 則

1. この規則は、2013年5月30日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

---

# 安全設備規則検査要領

要  
領

**2013年 第1回 一部改正**

2013年 5月30日 達 第24号

2013年 2月 4日 技術委員会 審議

2013年5月30日 達 第24号  
安全設備規則検査要領の一部を改正する達

「安全設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その1

## 2 編 検査

### 1 章 通則

#### 1.4 安全設備の保守点検

1.4.1 を次のように改める。

##### 1.4.1 一般

規則 2 編 1.4.1-4.にいう「本会が適当と認める方法」とは、国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあつては、*IMO MSC.1/Circ.1206/Rev.1* に従った方法をいう。

### 3 章 年次検査

#### 3.2 安全設備の年次検査

##### 3.2.3 効力試験

-1.を次のように改める。

-1. 規則 3.2.3 に規定する「本会が適当と認める整備事業者」とは、*IMO MSC.1/Circ.1206/Rev.1* に従い、製造者又は製造者により認定された整備事業者をいう。

##### 3.2.4 安全設備の整備確認

-2.を次のように改める。

-2. 規則 3.2.4-4.及び-6.に規定する「本会が適当と認める整備事業者」とは、*IMO MSC.1/Circ.1206/Rev.1* に従い、製造者又は製造者により認定された整備事業者をいう。

## 附 則（改正その1）

1. この達は、2013年5月30日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

## 5 編 灯火及び形象物並びに音響信号及び発光信号

### 2 章 灯火及び形象物

#### 2.3 灯火及び形象物の位置及び技術要件

2.3.5 を次のように改める。

##### 2.3.5 水平射光範囲

規則 5 編 2.3.5-3.の規定において、全周灯 2 個を補足的に配置する場合、各々の全周灯の射光範囲遮光角は次式によって算出すること。~~180° を超えて遮蔽されないこと。配置例を~~ 図 2.3.5-1.及び図 2.3.5-2.に示す。

$$\theta_2 \leq 360 - \theta_1$$

$\theta_1$ : 一方の全周灯の遮光角

$\theta_2$ : もう一方の全周灯の遮光角

図 2.3.5-1.及び図 2.3.5-2.として次の 2 図を加える。

図 2.3.5-1.

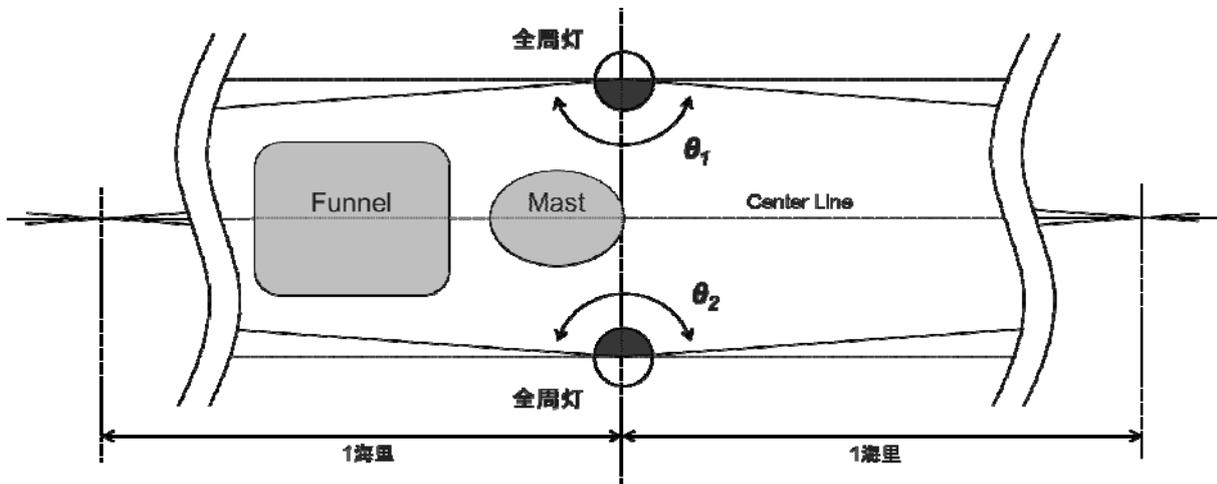
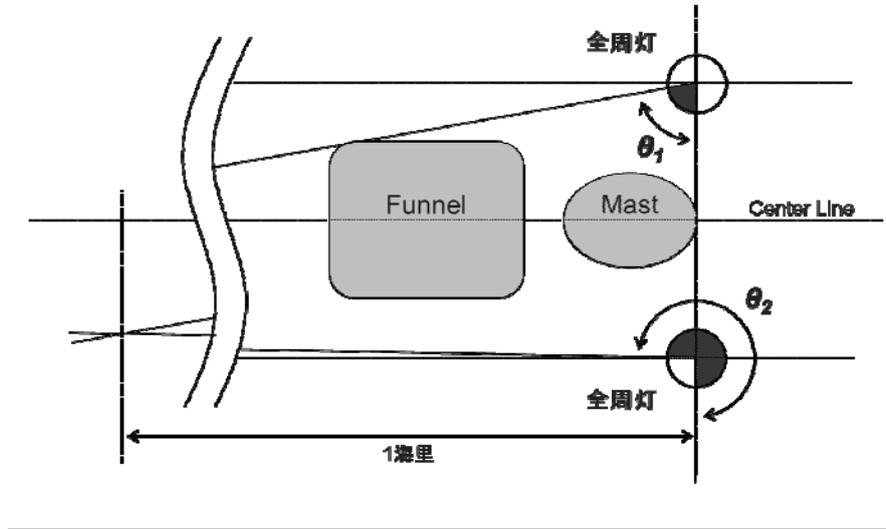


図 2.3.5-2.



附 則（改正その2）

1. この達は、2013年7月1日から施行する。